

令和 7 年（2025）10 月 10 日

報道関係各位

猪名川町役場
企画財政課広報担当

児童手当の支給額の誤りについて

【概 要】

令和 7 年 10 月 8 日に支給した児童手当について、一部の受給者に対し、本来支給すべき額よりも少ない金額が振り込まれる誤りが判明しました。

1 経緯

令和 7 年 8 月、児童手当の支給事務に伴い、業務システムの年度更新処理を行った際、現況届に基づく「監護相当・生計費の負担についての確認書」の情報が一部正しく反映されなかったため、大学生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した後から、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間）の子を含めた人数での算定が行われず、本来第 3 子以降として加算対象となる児童が除外され、結果として支給額が過少となりました。

令和 7 年 10 月 8 日、受給者からの問い合わせにより、当該誤りが判明しました。

2 原因

年度更新処理にあたり、システム事業者からの入力手順や留意事項に関する説明が不十分であったことにより、大学生年代の子の人数が支給額の算定に加味されず、誤りが生じました。また、職員間でダブルチェックを実施していたものの、当該不備に気づくことができず、誤った支給につながりました。

3 対象者・影響額

対象者：41 人

支給不足額：1,760,000 円

4 対応

対象者の皆様にはお詫びの文書を送付し、不足分については児童手当受取口座へ振込予定である旨をお知らせします。

また、問い合わせに対しては、原因および再発防止策について丁寧に説明

を行ってまいります。

5 再発防止策

今後は、システム設計や入力内容、事務処理上の留意点について、複数職員による多角的な視点での確認体制を構築し、再発防止に努めてまいります。

6 その他

本件について、個人情報の漏えいや不適切な利用はなく、情報管理上の問題は確認されておりません。

【問合せ】

こども課 担当 宮崎 (TEL072-767-7477)